

住民監査請求（市政モニターアンケート）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成 31 年 3 月 26 日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人（1 人）に通知しました。（却下、結果は平成 31 年 4 月 24 日決定）

1 請求の要旨

①平成 29 年度第 2 回世論調査業務委託（市政に関する市民意識調査）、②平成 30 年度世論調査「市政に関する市民意識」業務委託、③平成 29 年度インターネットアンケート調査業務委託（オンライン学習塾のニーズ調査）、④平成 30 年度市政に関するインターネットアンケート調査業務委託、⑤平成 29 年度区民アンケート調査業務委託、⑥平成 30 年度区民アンケート調査業務委託について、これら調査はそれぞれ母集団の状態を推し量り、事業の効果を測定することがその目的であるのに、その測定を誤っており、事業・施策の立案や効果測定を基にした判断の意思決定を阻害していることは、地方自治法第 2 条第 14 項の規定に反しているため、これら事業に要した費用は違法に支出されたものである。監査委員に対して、市長に対し損害額を確定させ、これを回復する措置を講じるよう求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

また、法第 2 条第 14 項の規定は、地方公共団体や地方行政財政運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、上記規定の違法性が肯定されると解される。（大阪高裁平成 17 年 7 月 27 日判決）

請求人は、調査に要した費用や間接的な費用の支出行為（財務会計上の行為）そのものについての財務会計法規上の義務違反あるいは不当を主張するものではなく、当該支出行為の原因行為である各業務委託契約の内容となる調査等について測定を誤ったものである旨、主張する。

すなわち、請求人の主張は、業務委託契約による支出行為そのものについての財務会計法規の義務違反を主張するものではなく、その原因となる業務委託契約の内容についての違法不当を主張するものである。

よって、当該調査等を内容とする業務委託が無効となるような、業務委託契約に関する重大明白な違法事実、あるいは、著しい裁量権の逸脱濫用の根拠となる具体的事実を摘示することを要する。

この点、請求人は、当該調査の手法について当該調査等の目的に即していないと請求人が考えていること、あるいは、そのような調査結果をもとに行った施策及び事業実施の可否判断が誤っている可能性があるといった見解・意見を主張するのみで、広範な裁量が及ぶ業務委託契約に関し、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる具体的な事実の主張はなく、当該見解・意見が事実であることを証する客観的な事実証明書の添付が認められない。

よって、財務会計法規の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められず、また、当該事実を証する証明書もない以上、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。